全国健康保険協会船員保険部からのお知らせ

出産育児一時金の支給額が増額されます

被保険者が出産したときは「出産育児一時金」が、被扶養者が出産したときは「家族出産育児一時金」が支給されます。
令和５年４月１日よりその支給額が増額されます。
詳しくは下記のとおりになります。

	出産育児一時金・家族出産育児一時金の支給額	
	出産日が令和５年３月３１日以前	出産日が令和５年４月１日以降
産科医療補償制度に加入の医療機関等で妊娠週数22週以降の出産をした場合	42万円	**50万円**
産科医療補償制度に加入の医療機関等で妊娠週数22週未満の出産をした場合	40.8万円	**48.8万円**
産科医療補償制度未加入の機関で出産をした場合		

※妊娠4か月(85日)以上の出産が対象になります(死産を含む)。
※多胎児を出産したときは、胎児数分だけ支給されます。

病気やケガのため働けないとき　傷　病　手　当　金

お勤めされている方(被保険者)が職務外の病気やケガによって療養のため仕事を休んだ場合、休業補償として傷病手当金を申請できます。
傷病手当金支給申請書の被保険者記入欄を記入し、船舶所有者と療養担当者(医師等)の証明を受け、船員保険部に提出してください。

傷病手当金の支給条件、金額、期間、申請方法など、詳しくは船員保険部のホームページをご覧ください。
申請書はホームページからダウンロードいただけます。

船員保険事務ご担当者様向け　よくあるお問い合わせ　Q&A

Q.勤務状況、賃金支給状況は申請期間のみ記入すればよいでしょうか。

A.申請期間を含めた賃金の締日の翌日から締日までの期間について記入してください。
(例)申請期間:4月17日から6月10日までの場合 (給与締日15日)
→4月16日から6月15日までの証明が必要です。

Q.申請書に賃金台帳や出勤簿の写し等の添付書類は必要でしょうか。

A.傷病手当金の申請の際には、賃金台帳や出勤簿の写しの添付は不要です。
船舶所有者証明欄に出勤状況、賃金の支払い状況等をもれなくご記入いただき、ご提出ください。

全国健康保険協会
船員保険
〒102-8016 東京都千代田区富士見2－7－2ステージビルディング14階
TEL 03-6862-3060
(携帯電話・IP電話ご利用の方)
0570-300-800 ← 令和5年6月30日まで使用可能
(固定電話ご利用の方は市内通話料金)

メルマガ
「うみがめ～る」
会員大募集中

PICK UP 情報
旬なお知らせを
いつでも確認できます！